

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成20年度）

基金の名称	民間再開発促進基金
法人名	(社) 全国市街地再開発協会
基金額(国庫補助金等相当額)	5,500百万円(5,050百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	市街地再開発事業等の促進のための債務保証

2. 見直し結果（平成20年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等）	（平成18年度） 平成18年度に保証割合を80%に引下げ（従来100%保証） （平成20年度） 平成21年度に国からの補助金の一部を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	・都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二百三十三条において、国は施行者に対し市街地再開発事業に必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとして規定されており、民間再開発促進基金による債務保証事業はこの規定の趣旨に基づき実施されているものであるため、「法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段定めがない基金事業」に該当する。 ・このため、当該事業については終期を設定しない。
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成23年度までに実施する。
基金事業の目標	○ 平成20年度までに、都市機能更新率を36%とする。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	〔記載例：貸付事業を想定〕 ○ 算出した保有割合は、0.94であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額×基金保有額に対する債務保証限度倍率÷（債務保証残高+債務保証見込額+管理費） （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額：平成19年度末の基金額：5,500百万円 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率：1倍 債務保証残高：634百万円 債務保証見込額：5,128百万円 管理費：88百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無 〔有の場合〕該当する理由（基準3(4)ア【基準】の①～⑤のいずれかに該当するかを記載） 基準3(4)ア⑤に該当 （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） 平成21年度に500百万円を国庫に返納予定
その他	—